

第15号

みみずく

復興・市民活動情報誌

特集1	NPO制度は 新しいステージに …… 2~4
ご案内	別冊「公益法人物語」 のご案内 …… 5
特集2	NPOに関する「内閣新基準」と 兵庫県への対応について(続) …… 5
	「NPO法の運用方針」 の会計上の問題 …… 6~7
お知らせ	● ご入会の状況 ● ミニコンプレックスのお知らせ …… 8



特定非営利活動法人 市民活動センター神戸 Kobe Empowerment Center(KEC)
〒650-0022 神戸市中央区元町通6-7-9 秋毎ビル3F TEL:(078)367-3336 FAX:367-3337
E-mail kiroku@kobekc.net URL http://www.kobekc.net

2月から数年間、家族でラオス北部の小さな町に赴任することになった。森林保全のプロジェクトをお手伝いするためである。私には、このような国際協力に関わる際の原点とも言わべき経験がある。それを紹介して、しばしお別れの挨拶としたい。

場所は、バングラデシユの農村。海外協力NGOで活動していた私は、現地の農民から聞かれた。「なぜあなた達は、遠いところから来て、縁もゆかりもない私たちを助けてくれるのか。そんなことをして、どんな利益があるのか」と。その問いは私の胸に強く響いた。海外ボランティアの世界は、はた目には美しいかもしれないが、現実には、どんな役に立っているのかわからないほど混沌とした。「困った人を助けるのは人間として当然のこと」などという月並みな答えで済ませられるほど、ことは簡単ではなかった。

日本に戻った私は、この問いにしっかりと答えてみようと考えた。まずまず他者と関わらないでも生きていけるようになってきている時代だからこそ、その意味を深く掘り下げてみたかった。数年を経て、やっとたどり着いたのが以下のような考え方だった。

「あなたも知っているように、私たちの間には、もともとなんの関係ありません。私

なぜあなたは人を助けるのか

があなたを援助する義務もありませんでしたし、援助するためのこれといった理由も思いつきません。私は、私の問題を解決するために努力する。あなたはあなたの問題を解決するために努力する。それだけのことです。その一方、私だけの問題は存在しないし、あなただけの問題も存在しないことも確かです。

私は、自分だけで自分の問題に気づくことはできないし、あなたもそれは同じこととです。私というものには、固定的な実体はなく、自己とは他者との関係においてのみ成立するものだからです。だから私は、この場この時を共有しているあなたと私との関係について、あなたと語り合ってみたいのです。あなたに本当に援助が必要なのか、私たちが真になすべきことは援助なのか、私たちの関係の奥に潜むそれぞれの問題は何かを、あなたといまここで共に問うてみたいのです。あなたは、どうですか」

遠いラオスの山で起こっている森林破壊であれ、お隣の独居老人のことであれ、問題への関りの姿勢になんら変わりはないはずだ。深い森の中で、1000年以上も変わらないライフスタイルを生きる人々と、共通の未来を語りあってみたい。

市民活動センター神戸 理事長

中田 豊一

NPO制度は新しいステージに

～NPO法5年、松原明、NPOを語る～

日本社会を変える制度として期待されたNPO法が施行されて、この12月1日で満5年を迎えた。すでに法人数は1万4千を超え、量的にはNPOは発展しつつあるように見える。しかし、個別の団体がどのように組織としての実力を蓄え、それぞれの地域でどのような社会変革の実績をあげ、社会からの認知を受けつつあるかについては、厳しい意見も少なくない。

ここではNPO法5年にあたり、制度創設の立役者のひとりシーズ事務局長の松原明さんに、法制度の評価とNPOの現状・展望についてお話を伺った。

語り手： 松原 明（シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会事務局長、KEC理事）

聞き手： 実吉 威（市民活動センター神戸（KEC）専務理事・事務局長）

「制度としての成功」と「制度の限界」

（実吉）NPO法五年を迎えて、中間評価は？

（松原）結論を先にいうと功罪相半ばというのが私の実感です。

一つの社会的制度としては、客観的に大成功だと思いませんが、その制度の設計と実現に関わった一人としては、正直なところ制度の限界の方が見えてきてしまいます。大きく次のステージに移るべき時だと思えます。

（実）もう少し詳しくお聞かせください。

（松）まず「成功」のプロセス面について言うと、運動を始めた93年に日本新党ができ、ある種の社会改革の気運が高まりました。94年には与野党が伯仲し自社さ政権ができ、小選挙区制の導入もあって「政策選挙」が言われました。翌95年が阪神・淡路大震災で、こういう言い方は申し訳ないけ

れども、NPOに関わる法制度に対しては「追い風」に作用したのも事実です。

さらに経済界や国会議員も大きく巻き込み、全国で公聴会や市民集会が多数開かれました。与党が安定多数を占め、議会の政策志向も弱まっている03年現在では、これと同じプロセスは絶対に出て来ません。制度設計、運動の担い手、政局を含めたタイミングなどがすべてうまくかみ合った運動プロセスでした。内容面もあわせて、立法運動としてはあれ以上の成功はないと言っているでしょう。

ただしこれは法人制度（NPO法）についてのことで、認定NPO法人制度については不満は残ります。8割方はうまくいっていましたが、01年末の「加藤の乱」など政局に巻き込まれました。

（実）その内容面ですが、NPO法によって達成できたと考えることは？

（松）NPO法によって私

たちは、普通の市民に使える制度としての「非営利法人」制度を設計しました。

これまで単にボランティアのグループとして認識されがちだったNPOが、事業も行い、職員を雇用もする社会的な組織体であると位置づけること。そしてそれが特定分野に限られた特別法ではなく、不特定多数を対象とすればどんな分野でもいい、政治的な活動でもいいという法人制度として作ることができました。

以前は「ボランティア」という存在とNPOとが混同されていて、一般の人にとって「非営利活動」というものは抽象的な概念でしかなかったのが、この法律によって具体化しました。人が働く事業体という実態、それが法律によって正統性を与えられているという事実。こういったことが社会にインパクトを与え続けています。これらのことは法律がなければ抽象論に止まっていた

ことを考えると、この法律が国民の意識変革運動の道具として有効に働いたと言えると思います。

社会変革をもたらしてこそNPO

(実)では逆に「限界」とは？
(松)制度とはしよせん道具で、それを使って何をやるかが問題です。NPO法人という道具を使ってどんな成果をあげるのか。そこに限界を感じるのです。

これまでは「官許法人」ともいふべき公益法人制度の下、制度が活動を制約している問題が大きかった。誰でも作れる非営利の法人制度というものは存在しなかった訳です。みんな事業体にしたければ有限や株式会社という営利法人にせざるを得なかった。だからNPO法を作り、また、税制度を改善する運動をしてきました。いざ制度ができてみるとそれを使って「何をやる」という部分が弱い

ように感じます。どんな内容であれ、何らかの社会変革 Social Change をもたらせるのかということ。NPOという新しい社会

運動の基本は、政府セクターから独立した市民セクター、独立した個人をいかに確立しうるかということ。これまでの日本では、政府が民間活動まであらゆることを包摂しようとしてきました。そこを変革しようというのが「新しい市民社会」の議論ですが、今の状況には強い危機感を持っています。

昨今のNPOの動きを見ていると、「新しい公共」「行政とNPOの協働・パートナーシップ」などの名の下に、どんどん行政の補完機能を担わされていっている感が強い。このままでは、たとえ「認証」を準則主義に変えても、独立性のないかつての第三セクターのようになってしまっただけだと思います。

NPO法運動に関わる前、私は東チモールで弾圧され

ている人の支援活動に関わっていました。他にも障害者の支援や在外国人の支援など、国とは違うルートでないと闘えないことは必ずあるはず。十年前には自明だったそのことが、どんどん自明ではなくなってきました。支援費の制度化など、国家が関与し始めるのは受益者にはいいことかもしれないが、では障害当事者の自己決定への動きは十年前よりずっと強くなったのかというと、必ずしもそうではないと思います。

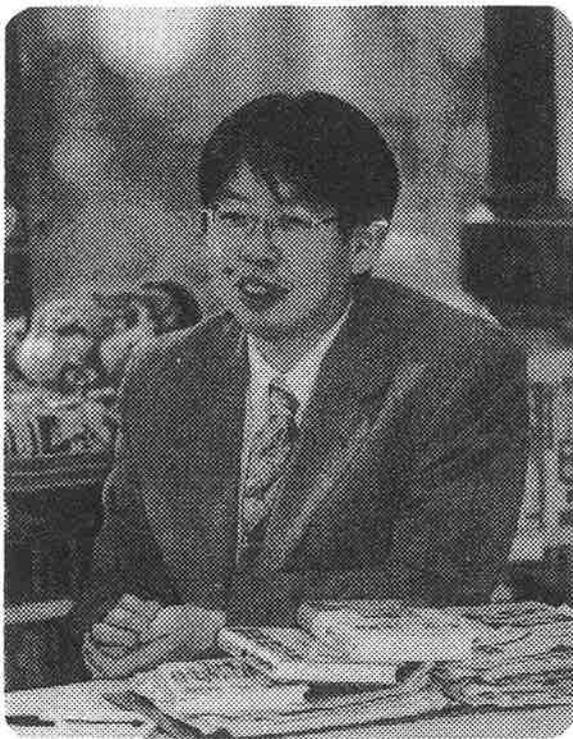
資本主義というものは極めて成功した、人に強い影響を及ぼすシステムです。それは私権(私的所有権)を基本として、様々な役割分担の中で生産その他の社会的活動を行うシステムです。これに対してNPOが体現しているものは、人間の自己認識や尊厳、アイデンティティ、対人コミュニケーションといった価値です。その別の価値体系を社会に広めていくのがNPOなのに、どうも「事業者」化してしまっただけで資本主義社会の一構成

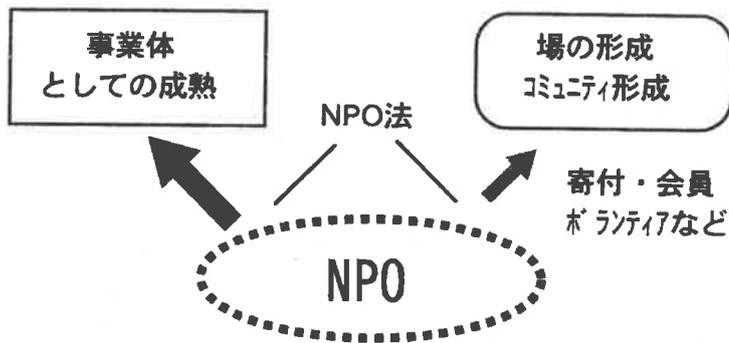
要素に自らを矮小化してしまっているのではないかと。法律はできたが、「市民社会」「市民セクター」が「市場」や「国家」と並び立つものとして成功していないというところに危機感を持っています。

NPOの強みは場の提供・コミュニケーションの形成力

(松) NPOの最大の資源は、社会問題に関わる場や集団を提供できるということです。そこに関わる人自身がエンパワメントされ、尊厳を回復する。人が社会の中でポジションを得て、人と人のつながりの中にいられる。この十年だけを見ても、日本の社会は激変しています。私権中心が極端に進み、いい意味での個人主義ではない「個化」がますます進んでいます。中学生が携帯で簡単に売春をする時代です。「個化」は救いのない地獄です。

職場でも家庭でも学校でも、





人と人の分断が極端に進んでいる。しかし会社や学校、地域での役割以外にも、別の形で社会に関わりたいという欲求も人間にはある。そういった多面的な「自己」に場を提供し尊厳を回復させる機能がNPOにはあります。ところがそういった場の作り方、ある種のコミュニティ形成のノウハウが、今のNPOには弱すぎると

感じています。

(実) 他方で人がそこで働き、再生産可能な形で活動を行う事業体、組織体としての面も無視はできませんね。そのバランスということでしょうか。単純化するところな図式かな。

(松) ええ、そうですね。

NPO法以降の過程で事業者としてのNPOの成熟は進んだが、NPO法が同時に期待していた、コミュニティ作りでの主体としてのNPOの方は必ずしもそれほど発展していない。いまはそちらを考えるべき時期だと思います。

公益法人制度改革と課税問題について

(実) 公益法人制度改革については。

(松) 改革して、何らかのインパクトはあるかもしれない。しかしNPO(法)の抱える課題がそれで解決できるかというと、それは

疑問。下手に変えるとなお困るということにもなりかねません。今は、この政治環境の下では、少なくとも法人制度についてはあまり期待できない状況です。それなら、私は基本的には春から言っている「NPO法人・独立分離論」です。

(実) NPO法人は公益法人制度改革の流れには巻き込まれず基本的に今の特定非営利活動促進法のままでよいという意見ですね。

(松) ええ。確かに「公益性」を切り離れた新しい「非営利法人」という制度は一面もつともらしく聞こえますが、根本には課税強化論があります。また、NPOに対する規制強化論もあります。

この動きはあまりいい方向には行かないだろうと私は見ているので、市民公益活動にとつての足場、陣地確保として、NPO法人制度を維持し、「認定NPO法人制度」の改善を進めるのが現実的だと思っています。

(実) いまNPOへの課税について、会費収入に消費税がかけられたりなど、各地で動きがありますね。

(松) いろんな議論がありますが、「NPOに減税を」というだけでは危険だと思っと思っています。そもそも会費とは何なのか、会員制度とは何なのかを詰めないといけません。NPO側も「入会してほしい。特典はこれ」というだけでなく、団体と会員の相互理解をつくり、個人がエンパワメントされる仕組みとしてマネジメントにも反映すべきです。

新しいステージへ

(松) NPOをめぐる状況はまったく新しいフェイズに入ってきていると感します。

NPO法人という「主体」はできた。法人制度ができ、一万四千もの法人が誕生しました。次は周りとの関係性の作り直しです。「個性」の進む世界から、企業では

応えられない社会的ニーズに伝える「団体」としてのNPO。社会に貢献し、コミュニティの一員になるという関係性を紡ぎ出していくこと自体が、一つの社会的ニーズです。ドラッカーの言う「NPOは人と社会の変革を目的としている」ということです。NPOはその経営ノウハウこそが本来の強みです。リソース(社会的資源)を開発し、組み合わせて社会的な事業や場を「プロデュース」していくノウハウが必要です。

具体的はどこからかというのは難しい話で、よく優先順位を考える必要がありますが、議論ばかりではなく、何らかの目標を立ててリアルティのある成果を出していかないとと思っています。

(実) どうもありがとうございます。

(インタビュー) 二〇〇三年十一月二十日、東京にて
まとめ 文責、事務局)

「NPO法の運用方針」

「その後の経過と会計専門家からの指摘」

03年春「NPO法の運用方針」が内閣府から出され、兵庫県もそれを採用する旨を全法人に通知しました。前号でも問題提起しましたが、その後の経過をお伝えします。また、「運用方針」の内容についても、会計面から重要な疑問が提示されています。KEC監事・公認会計士の宮崎洋彰さんに問題点を分かりやすく整理していただきました(次頁)。

◆その後の経過と今後の動き

【県庁に申し入れ】

春に内閣府、県が「運用方針」を出した後、五月二八日に「HVOGON」(ひょうご市民活動協議会)は県庁に申し入れを行った。その内容は前号にも書いた通りだが、県としては、

①特定非営利活動が「主たる事業」

であることなど、認証基準を満たしているかどうかを判断するより具体的な基準が必要だ。

②「支出額」を唯一絶対の基準に

しているわけではない。文書にも「一時的な要因や特殊事情から、認証基準を満たさない事業年度がやむなく生じる場合も考慮する」とある。

というものだった。②については「表現として不親切」だったというところになったが、根本的なことについては平行線をたどった。

【十二月五日の会合】

その後、互いに修正案を検討しようということになり、十二月に意見交換の場が持たれた。

ここでも、法律に書かれた以外の基準を行政が設定してよいのかという「そもそも論」が議論になった。

県の主張はやはり、法の定める認証基準が、現状では満たしているかどうか判断しづらいことがあり、より具体的な基準があるというもの。

NPO側でも意見は分かれたが、設定が「可能」であり「有効」であるなら、もう少し具体的な基準も必要かもしれない、という点は共有できた。実効的な基準がどのような設定可能か(不可能だ/立法レベルの解決をすべきだ、などの意見も含めて)、次回以降の会合で検討していくこととなった。

「行政がNPO界を適正なものになるよう指導監督すべきか」

最大のポイントは、行政は「変なNPO」を排除し「よいNPO」のみにするべく努力すべきなのかどうかという点だ。

これについては、多様な法人が出てくることは最初からある程度予想されていたはずというのが私たちの考えだ。法人化のハードルをできる限り低くして誰でも法人を作れるようにし、しかもそこに行政の恣意的裁量の入る余地をなくすというのがNPO法の基本精神だから、ハードルが低ければ当然「へんな」ものも混入する。NPO法人よりよい団体ではないということこそ、行政は周知すべきではないか。

仮に百歩譲ってNPO法の規定が不十分で、立法時の予想以上に「おかしな」NPOが出てきていても、性急に行政がそれを「是正」しようとする、それこそまともなNPOに無用の負担を強いてせっかくの芽を摘むことにもなりかねない。立法時のような広い議論を提起するのがNPO法の精神にふさわしいだろう。

【次回は一月三十日】

次回は一月三十日、午前九時半から、ひょうごボランティアプラザのセミナー室にて検討の場が持たれる。参加自由です。(文責・実吉)

公益法人夢物語

「公益法人制度改革」を
根本から考える！

(みみずく第15号別冊)

の「案内・全20ページ」

一部について不適切な運営が問題視され、改革の必要性が叫ばれている公益法人制度。03年初頭からいかに、NPO法人も巻き込んだ「非営利法人制度」創設の議論が巻き起こってきた。場当たりの対症療法ではなく、百年の先まで見通した議論が今、求められています。

本号では、そのような骨太の議論に資するよう別冊を企画致しました。当センター今田忠理事が、「公益法人夢物語」と題してこれからの日本社会のあるべき姿と公益法人制度改革について持論を展開しています。ぜひお読み頂き、ご意見ご感想をお寄せ頂ければ幸いです。(お取り寄せは事務局まで「ご連絡下さい」)

内容

■公益法人改革とNPO
現在の公益法人制度と税制は様々な問題を抱えており、その改革は百年の大計で行われるべきだ。

■公益法人改革私論
法人の種類は営利、非営利、協同組合の三種とし、官庁の関与を廃すべきである。

また、法人課税は非課税制から免税制に変更し、寄付金控除制度を抜本的に改正すべきである。

■これからの日本社会と公益法人
公益法人のあり方を考えるという事は日本の社会のあり方を問うことであり、デモクラシーの問題である。

社会を柔らかくするにはCSO(市民社会組織)の活躍が不可欠で、憲法や地方自治法の改正も必要だ。

「NPO法の運用方針」の会計上の問題

あすか税理士法人
KEC 監事

公認会計士 宮崎 洋彰

この運用方針は、兵庫県がNPO法人の認証と運営指導を行う上での指針であり、認証基準と報告徴収等の対象となりうる監督基準が明らかにされている。ここで取り上げたいのは、報告徴収等の対象となりうる監督基準として掲げられている次の二点である。

- (1) その他の事業において2事業年度連続して赤字計上されている場合。
- (2) その他の事業の収益が2事業年度連続して特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れていない場合。

◇◇「赤字」とは何か

疑問の第一は、(1)の「赤字」とは何を指すのかである。

一般の事業会社であれば、赤字といえば通常、損益計算書上の当期純利益がマイナスになっている場合を指す。NPO法人では、収支計算書の末尾の当期収支差額がマイナスになっている場合を指すのであろうか。しかし損益計算と収支計算は似て非なるものである。

例えばその他の事業として書籍の販売を行ったとする。

期首の現金が5万円、当期の売上代金は100万円（全額現金回収済み）、書籍の仕入代金は103万円（全額現金支払い済み）、書籍の期末在庫高は10万円だとして、損益計算で考えれば、売上は100万円、売上原価は103万、マイナス10万で93万円、利益は7万円である。赤字ではない。

収支計算を考える場合は、収入、支出とは何をもって考えるか、つまり「資金」の範囲を明確にしなければならぬ。ここで「資金」とは現金預金を指すものと定義した場合（例1）、この例では売上収入が100万円、仕入支出が103万円であるから、収支差額はマイナス3万円であり、「赤字」である。

期首現金5万円を足して期末の資金残高は現金2万円となる。

しかしここで、「資金」の範囲をいわゆる流動資産負債全体と定義する（例2）と、損益計算と資金収支計

算はこの場合は一致する。すなわち、売上は100万円、売上原価は93万円、当期収支差額は7万円、期首現金5万円を足して期末の資金残高は12万円。その内訳は、現金2万円と書籍在庫10万円である。

さて、「赤字」とは何が赤字の場合を指すのであろうか。NPO法人は特定非営利活動を行うことを主たる目的にしているので、その他の事業は特定非営利活動に支障がない限り認められる。この法の趣旨から運用方針では、「『その他の事業』は特定非営利活動に

【この決算は赤字？黒字？】

期首現金	5万円
当期売上	100万円
当期仕入	103万円
期末在庫	10万円
損益計算上の利益	
100-(103-10)	7万円

(例1)

「資金」=現金預金の場合

収支差額 100-103
▲3万円 ←赤字！

(例2)

「資金」=流動資産・負債全体の場合

収支差額 100-(103-10)
7万円 ←黒字！

係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならず、赤字計上されているその他の事業は、少なくとも「支障がない限り」行われることが意図されているとはいえない、と説明がなされている。

運用方針の文言では、財産、資金、といった貸借対照表に関わる用語が用いられており、どうも「赤字」とは損益計算によるのではなく資金の収支差額のことを指しているように思われる。それでは損益計算では黒字だが、資金収支では赤字の場合には該当することになるのだろうか。現金収支は赤字だが、収支計算上の資金の範囲が流動資産であるため当期収支差額は黒字の場合には該当しないのだろうか。極端な話、借入金収入があるために収支差額がやっとプラスになっている場合はどうなるのだろうか。

もし「赤字」を損益計算のそれと考えるのだとすると、損益計算上は黒字でも例えば書籍在庫がふくらんで全体の運営資金を圧迫してい

る場合などはどう対応するのであろうか。

「赤字」をどのように考えるかによって、行政としては何もしなくても良くなり、あるいは問題がないのにも関わらずNPOの運営に介入できることになる。2期連続赤字の場合は「報告徴収の対象となる」という表現では、どういう場合に基準に抵触するのかよく分からないのである。

◇◇「収益」とは何か

「経費の第②」は(2)の「収益」、「繰入」とは何を指すのかである。一般に「収益」とは収入すべき金額であり、乱暴に割り切つていえば売上高と近い概念である。けつして費用を差し引きしたあとの「利益」ではないのであるが、運用方針のその他の事業の「収益」についての認証基準では、「本県の現状」で、「その他の事業会計収支予算書においてすべてのNPO法人が全額繰入を予定している」と述べているところから、こ

の「収益」とは収支計算書の末尾の収支差額を指しているものと思われる。

さて、収支差額を見るのであれば、「こ」でもまた「資金」の範囲が問題になる。資金の範囲が現金預金とされているのなら、本来事業に全額繰入を行うためには、現実に現預金の移動を行う必要が生じる。先の例を使うと、当期の収支差額は3万円の赤字であるが、現金残高は繰越5万円と合わせて2万円あるので、仕訳で

示せば下の【仕訳①】のようになり、この結果その他の事業の収支差額はゼロ、現預金残高もゼロになる。

資金の範囲を流動資産・負債とするのなら、収支差額すべてを本来事業に繰り入れるためには、どうすればいいのだろうか。期末の資金残高は12万円であるから、その内訳を考えれば仕訳①に加えて、【仕訳②】を起こしてやらなければならない。しかしこれは非現実的な仕訳であり、実務上は【仕訳③】を起こすことになるであろう。現実に会計を担当してい

ば容易に想像がつくことであるが、資金の範囲を現金預金に限るとすると決算の作成はきわめて面倒なものになる。期末時点での未収入金、在庫、仮払金、負債項目では預り金、未払金、借入金など、非資金項目が多くなればなるほど、収支計算書は複雑さを増し、理解することが困難になってくる。おそらくほとんどのNPO法人では資金の範囲には少なくとも流動資産と

流動負債を含めていられるものと考えられる。そうであればその他の事業において未払金を計上し、本来事業において未収入金を計上すること、で、「全額繰入」の要件は満たしてしまうことになる。多額の本来事業に対する未払金が残つていてもかまわないのだろうか。だめであるなら、どの程度になると基準に抵触するのであろうか。未払金による繰入を認めないとすると、その他の事業に係る資産負債のすべてを本来事業に付け替える必要が生じ、無用な事務負担を強いることにならないだろうか。一方、資金の範囲を現預金に限り、期末の現預金の移動を要求しているとすると、翌期にたちまち運転資金が不足する場合があります、結局本来事業から一時的に融通することになってかえって不合理であろう。

「全額繰入」を要求するのは趣旨としては当然のこと、もうけが出ればそれは本来事業に使うべきである。しかし、「収益」を「全額

繰入」していない場合は「報告徴収の対象となる」という表現では、何をもって基準にしているのかさっぱり不明なのである。

◇◇行政の介入基準を明確に

「赤字」にしても、「収益」「繰入」にしても、会計上の定義付けをきちんとしていくことなく基準にしてしまうと、その基準を使うときの恣意性を排除することができなくなり、法的安定性は著しく阻害されてしまう。本来自主性、自律性を尊重されるべきNPOにたいして「最低限の運用上の判断基準を明確化」する事が運用方針の目的であるにもかかわらず、専門用語であるはずの文言を、言葉の定義すら行われないうまま用いているのは、「明確化」とはほど遠いといわざるを得ない。どういう場合を問題とし、どういう場合を問題としないのか、言葉の定義をおざなりにせず判断基準を明確にして欲しいものである。

【年度末に必要な仕訳】

仕訳①			
本来事業に繰入	20,000	/ 現預金	20,000
仕訳②			
本来事業に繰入	100,000	/ 書籍在庫	100,000
仕訳③			
本来事業に繰入	120,000	/ 未払金	120,000

会員のみなさま

注 ◎2口 ★新規 ▼学生
2003年10月～2003年11月末
(敬称を略させていただきます。)

ご入会・ご継続ありがとうございました！
みなさまからのご期待に応えるべく、一同努力してまいります。
今後ともよろしくお願いいたします。

賛助会員

団体
大阪府
★(特) ゆめ風十億円基金

個人

宮城県
阿部嘉男
★水野泰平
川西市
倉光弘己
大阪府
◎遠藤勝裕
尼崎市
いなむら和美

東京都
◎有馬忠広
吉川淳
★宮本謙三
兵庫県
芦屋市
藤本陸
神戸市
浜崎利澄

利用会員

団体

神戸市
ワイメンズネット・こうべ

★神戸催眠協会
(特) 神戸ルネサンス倶楽部
このころのケアステーション
★脳卒中者友の会 あけぼの会

個人

西宮市
★高山哲是
加東郡
菅磨志保
神戸市
津田美和子
西宮市
いなむら和美

購読会員

北海道
★(特) 北海道NPOサポートセンター
大阪府
かみひこうき・プロジェクト

西宮市
★(特) CAPセンター・JAPAN



ご寄付

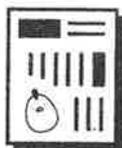
宝塚市
黒田裕子
神戸市
田浦彰子
佐野さん
戸田明

加東郡
高山忠士
津田美和子

ボランティア

※その他、みみずく発送にお手伝い頂いた皆様ありがとうございました。

HYOGON コミュニケーション祭2004開催！ 2004年2月11日（水・祝）13：00～17：30（予定） 神戸クリスタルタワー3F



2003年2月に引き続き、2004年も「HYOGON コミュニケーション祭」を開催する運びとなりました。市民活動の基盤を強化していくためには、それぞれの活動をより広く、社会に伝えていくことが必要となっています。

各団体が自らの活動を、よりわかりやすく、より多くの人たちに伝えるために表現力や情報発信力をアップさせる機会として、また、それらの活動を伝える場をつくることを目的として企画されたのがコミュニケーション祭です。

当日は、NPO/NGO広報コンテストの本選会を始め、市民活動における情報発信力の向上に役立つ企画を用意して、皆様のご来場をお待ちしております。皆様お誘いあわせの上、ぜひお越しください。

お問合せ：市民活動センター神戸 内
「HYOGON コミュニケーション祭 2004 実行委員会」係
TEL：078-367-3336 FAX：078-367-3337
E-mail：hyogon_koho@yahoo.co.jp
URL：http://npo-tcc.ddo.jp/hyogon/

◆編集スタッフ

実吉威、八十席子、山根諒

◆編集デザイン

山根 諒

後記

◆世界中イロイロあった一年でした。KECもワタシもイロイロありました。今年もきつと、イロイロあるでしょう。(実)

◆「西元町？そんな駅あんの？」と言われ続けた地味いなまちに、最近こじやれたカフェや雑貨屋がポツポツ出現。秋毎ビルでの会議にご参加の際には、ぜひ立ち寄りくださいませうように。がんばれ6丁目！(特)

◆日本に戻って(どこにいたかはKECWEBを見てちょうだい！)、仮住まいのはずの実家で早くも3度目のお正月。春の引越シーズンもせまっていますし、どうしたものか。(根)

eメールアドレス変更のお知らせ

6月よりEメールアドレスが変わっております。新アドレスへの転送設定を年末で解除し、旧アドレスを閉鎖致しますので、どうぞ新アドレスの方をご利用下さい。

【旧】 kiroku@dodirect.com
【新】 kiroku@kobekec.net